



総会では全ての議案が承認された

農地・水・環境向上対策

農環境整備に新たな取り組みがスタート

活動組織が設立総会を開催

5月14日、八方原の環境を守る会が関係者30名を集めて設立総会を開催し、国の新しい農地対策「農地・水・環境向上対策」に取り組むことになりました。農地や農環境などを守るのは農業者だけでなく、地域の住民も力を合わせていくことが重要という立場でこれから進んでいきます。

この度「八方原の環境を守る会」が発足しました。図らずもその代表を引き受けすることとなりました。もとよりそのような器ではございませんが、この地で生まれ、60有余年こまで育てていただいたご恩に感謝すべく、この大役を全力で努める所存です。地域関係者皆様のご指導とご鞭撻を心よりお願いいたします。

の素案を作製してきました。総会では規約、役員体制、活動計画案を審議しました結果、全ての案件が承認されました。

国は農地の保全に積極的に取り組むことになり、今まで農業者の負担に頼ってきた農地・水・農環境の保全と向上に公的資金投入を決めました。この事業に取り組むべきかどうか、地元農業関係者を中心に検討を重ねて来ました。この3月からは検討のための準備委員会を立ち上げ調査研究を続けてきました。

具体的には、従来行なってきた用排水路の掃除や悪水路の草刈り・泥上げ、用水ポンプや送水管の保守管理も対象となります。また隣接する市道などの除草、清掃なども含まれます。また、既存施設の延命化を図るための点検作業や必要な補修作業も組織的に取り組むこととなります。新たな環境向上策として環境美化に取り組みます。同時にこれらの活動をみなさまに

お知らせする広報紙も発行することになりました。

準備委員会では、関係機関の指導を受けながら関連する規約や活動計画

なりました。

役員体制が決定

八方原の環境を守る会の役員は次の通りに決まりました。

運営委員

黒瀬 和美・原田 昭雄

原田 信義・重富 勘市

書記・会計 原田 茂樹

代表 原田憲一郎

副代表 重富 享祐

副代表 重富 賢二

なお、副代表1名は営農生産組合長として、運営委員には八方原区長と老人クラブ代表が入ることが規約に、明

監査役 杉山 均

記されています。

原田 哲夫

記されています。

この地に感謝 代表 原田憲一郎

住居を持ち、あるいは農業に従事する者にとつても同様な気持ちで、その将来に大きな不安を抱いていると言つても過言ではないと思います。

昨年農地の転用に関し、多くの問題点に遭遇しました。この貴重な体験を生かし、諸先輩が残してこられた農地や住みよい環境を生かす活動を、皆さん共々進めてまいりたいと思ひます。

また、一部の地権者に、この活動に不参加の方がおりますのは大変残念であります。今後ともご理解が得られれば、一人でも多くの方が参加いただければ、代表就任のご挨拶といたします。

八方原の環境を守る会規約

平成19年5月14日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、八方原の

環境を守る会(以下会とい
う。)と称する。

(目的)

第2条 会は、第3条の構成員による
共同活動を通じ、山口市小郡上郷八方
原地域に存する農地・農業用水等の資
源や農村環境の良好な保全と質的向上
を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 会の構成員は、添付様式5-1
のとおりとする。

(役員及び役員の任務)

第4条 この会に、代表1名、副
代表2名(八方原営農生産組
合長1名を含む)、書記1名、
会計1名、監査役2名、運営

委員若干名(八方原区長・八
方原老人クラブ代表各1名を
含む)の役員を置く。役員は

添付様式5-2のとおりとする。

2 役員は、総会の出席者により互選

するものとする。
3 代表は会を代表し、会
の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が
欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、会の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計
を行う。

7 運営委員は会の業務について会長



八方原の農地 28ヘクタール (平成17年7月19日撮影)

の補佐を行う。

8 監査役は、責任者として事業会計
の監査を行う。

9 役員の任期は5年とする。但し欠
員が生じた時は速やかに補充する。

(会議)

第5条 会の会議は総会及び役員会
とし、必要に応じて代表が招集する。

2 総会は、構成員の2分の1以上
の出席によって成立する。なお、
出席は委任状をもって代えるこ
とができる。

3 役員会は、役員数の3分の2以上の
出席によって成立する。

4 会議の議長は代表があたり、議案
は出席者の過半数の賛成により
決することとし、可否同数の場
合は、議長が決するところによ
る。

5 総会により決定した事項について
は、決定事項を記載した書面を
作成するものとする。

(付議)

第6条 総会には次の事項を付議する
ものとする。

一 会の組織運営に関すること。
二 会が実施する活動についての計画
に関すること。

三 会の出納の監査に関すること。

四 その他他の目的を達成するために
必要な事項

(会計)

第7条 会の会計は、山口県地域協

議会からの交付金をもって収入とし、
会の協定に位置づけられた活動に必要
な経費をもって支出とする。ただし、
協定に位置づけられた活動であつて
も、直接に資源環境の保全向上活動に
関連のない活動には支出できない。

2 会の会計は、4月1日に始まり、
3月31日に終わるものとする。

ただし、発足初年度は、発足の
日から始まるものとする。

(監査)

第8条 監査役は、会計年度の終わり
に会の出納について監査を行い、その
結果を会議で報告するものとする。

(雑則)

第9条 この規約で定めるもののほ
か、必要な事項については、その都度
役員会において協議するものとする。

附則

この規約は平成19年5月14日より施
行する。

編集室から

この度、地域内の広報紙を発行す
ることになりました。農環境向上対策
の活動を中心に、地域の出来事なども
お知らせしてまいります。ご希望やご
意見など遠慮なくお申し出下さい。

0972・7602